

令和元年度 特定計量器「はかり」の定期検査について

計量法第19条の規定により、下記日程のとおり特定計量器「はかり」の定期検査を実施します。

「はかり」を取引（商売）又は証明（学校の体重計等）に使用している方は、2年に1度「はかり」が正確かどうか、この検査を受検しなければなりません。

- ①「はかり」を使って品物を販売するお店を新規に始められた方は、御坊市商工振興課まで連絡し、この検査を受検してください。
- ②以前検査を受検しているが、現在「はかり」を使用して取引又は証明をしていない方は、受検する義務がありませんので、御坊市商工振興課までご連絡ください。
- ③前回（平成29年度）から今回（令和元年度）の定期検査までの期間に、新たに購入した「はかり」については今回の検査は免除になりますので、御坊市商工振興課までご連絡ください。
- ④包装値付機付はかりについては、重量があり検査会場へ持ち込むことが困難ですので、事前に申込みいただければ、所在場所検査を行います。ただし、それ以外の「はかり」がある場合は、これらの「はかり」は最寄りの検査会場へ持参し、検査を受検してください。
持参できない場合は、代検査制度（計量法第25条・定期検査に代わる計量士による検査）をご活用ください。

1. 検査日時

実施日	実施場所	受付時間
6月26日（水）	JA紀州がいなポート	10:00 ~ 11:30
	塩屋公民館	13:00 ~ 14:30
	JA紀州野口事業所	15:00 ~ 16:00
6月27日（木）	藤田会館	10:00 ~ 12:00
	財部会館	13:30 ~ 16:00
6月28日（金）	御坊市役所	10:00 ~ 12:00
		13:00 ~ 16:00

2. この検査に合格すると、下記の合格シールを【はかり】に貼付します。



合格シール

検定証印



基準適合証印



この証印のあるはかりが検査対象です

3. 定期検査手数料は1台につき下表のとおりです。検査当日にご持参ください。

【はかり】の種類	手数料	
(1) 検出部が電気式又は光電式のもの (デジタル表示のもの)	量れる重さが100kg以下のもの	1,400円
	量れる重さが250kg以下のもの	1,800円
	量れる重さが500kg以下のもの	2,200円
(2) 直線目盛りのみのもの又は棒はかり		250円
(3) 上記以外の機械式のはかりのもの	量れる重さが100kg以下のもの	500円
	量れる重さが250kg以下のもの	900円
	量れる重さが500kg以下のもの	1,500円
(4) 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個当たり	10円

◇問い合わせ先 和歌山県商工観光労働総務課計量指導班 ☎073-441-2713
御坊市役所商工振興課 ☎0738-23-5531